

第三次北本市障害者福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、第三次北本市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関する連絡調整、調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 地域及び福祉団体の代表者
- (3) 医療関係機関の代表者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

- 4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第三次北本市障害者福祉計画策定委員会委員選出母体

区 分	選 出 母 体
知識経験者 【1号委員】 1名	知識経験者 1名
地域及び関係団体の代表者 【2号委員】 8名	北本市民生委員・児童委員協議会 1名
	北本市市自治会連合会 1名
	北本市社会福祉協議会 1名
	北本市障がい者団体連絡協議会 5名
医療機関の代表者 【3号委員】 1名	桶川北本伊奈地区医師会 1名
北本市民の代表 【4号委員】 2名	公募委員 2名
市職員 【5号委員】 1名	北本市福祉部長

【 備 考 】

2・3号委員は、4月以降に各選出母体に推薦を依頼する。

4号委員は、4月1日広報で公募する。

事務局職員は、福祉部障がい福祉課長及び障がい福祉課相談支援担当職員をもって充てる。